特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２１００号
東京都中央区八丁堀１丁目11番３号
清算株式会社　アイヴィ・プロダクツ株式会社
１　決定年月日　平成30年３月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２１１２号
東京都千代田区丸の内３丁目３番１号新東京ビル２階231区
清算株式会社　中央企業投資株式会社
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２０１３号
東京都葛飾区堀切１丁目29番12号
清算株式会社　株式会社ＬＢＬ
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第３０２１号
大阪市浪速区元町１丁目11番10号
清算株式会社　株式会社トランスポーター
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第４号
高知市一宮南町１丁目15番18号
清算株式会社　高知県交通株式会社
代表清算人　鈴木　憲二、浅井　良宏
１　決定年月日　平成30年３月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　定義
協定債権のうち、元本部分を「特別清算債権」という。なお、清算株式会社が協定債権者に対する債権を有する場合は、当該債権と協定債権のうち元本とを対当額で相殺した後の残額を特別清算債権とする。
⑵　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
⑶　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑷　弁済における端数の切り捨て
弁済金及び免除を受ける額の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権の取扱い
⑴　協定債権の弁済
清算株式会社は、清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、［１］清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、［２］特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び［３］特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対し、各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。
⑵　協定債権の免除
ア　元本（特別清算債権）
元本（特別清算債権）については、上記⑴の弁済時に、各協定債権者の特別清算債権の総額から上記⑴の弁済額を控除した残額について免除を受ける。
イ　利息債権及び遅延損害金請求権
協定債権者の有する協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
⑶　新たな財産が発見された場合の取扱い
本件弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、清算株式会社と協定債権者との協議の上当該財産を換価し、換価代金から［１］一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、［２］特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び［３］特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対して、各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、上記⑵アに基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
高知地方裁判所民事部

監督命令

平成２９年（再イ）第２５号
兵庫県川辺郡猪名川町猪名川台１丁目４番地９
再生債務者　幸屋こと　**中塚**　幸子
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　兵庫県伊丹市南本町２丁目４番６号コバコンスビル２階　ウェリタス法律事務所　弁護士　朝本　行夫
平成30年３月14日　神戸地方裁判所伊丹支部

再生手続開始

平成３０年（再）第２号
北海道函館市中道１丁目23番７号
再生債務者　株式会社Ｃ＆Ｃ
代表者代表取締役　小池　一雄
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年４月27日から平成30年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２５号
兵庫県川辺郡猪名川町猪名川台１丁目４番地９
再生債務者　幸屋こと　**中塚**　幸子
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年５月23日から平成30年６月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第１１号
堺市北区百舌鳥梅町１丁266―１
再生債務者　株式会社タケモトフーズ
１　決議に付する再生計画案　平成30年２月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成30年６月５日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成30年５月15日
平成30年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第２７号
さいたま市緑区大字三室223番地79
再生債務者　近藤　義照
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月20日から平成30年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第３５号
名古屋市瑞穂区柳ケ枝町２丁目37番地　シエルマール柳ヶ枝町103号
再生債務者　山田　浩二
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月13日から平成30年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第４０号
名古屋市守山区吉根３丁目120番地
再生債務者　梶田　　透
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月13日から平成30年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部